

金融サービスの提供に関する法律の概要

令和2年6月18日

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 錦野 裕宗

弁護士 堀越 友香

弁護士 浦山 周

弁護士 本行 克哉

目次

第1	はじめに	2
第2	法の概要	2
1	立法経緯とポイント	2
2	金融サービス仲介業	4
3	所属制からパートナーの関係へ	5
4	電子決済等代行業	7
5	金融サービス仲介業の登録	7
6	届出事項	7
7	行為規制	8
8	監督規定	11
9	認定金融サービス仲介業協会	12
10	権限の委任	13
第3	今後の金融ビジネスにおける活用可能性	13
1	新たな金融サービス仲介業者の出現	13
2	銀行グループでの活用	14
3	保険分野での活用	16
4	証券分野での活用	17
5	貸付けを媒介する業務での活用	19
第4	おわりに	20

第1 はじめに

令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」により、金融商品販売法が「金融サービスの提供に関する法律」（以下、「法」といいます。）と改称されることとなりました。本稿では、法の概要を解説するとともに今後の金融ビジネスにおいてどのような活用が考えられるかを考察します。

なお、法の施行日は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日とされていますので、令和3年中の施行が期待されます。

第2 法の概要

1 立法経緯とポイント

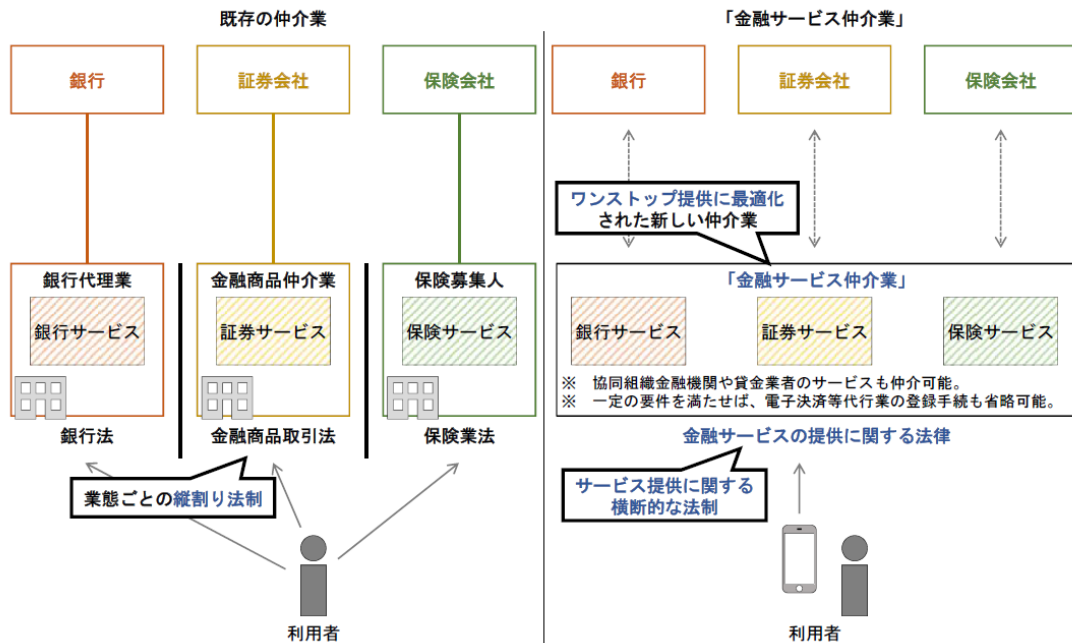
近年、オンラインでの金融サービスの提供が活発化し、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで受けたいという利用者のニーズが高まっています。

しかし、これまでは銀行、証券会社、保険会社といった金融機関のサービスを仲介しようとする、各業法に基づく許可や登録がそれぞれ必要であったことに加え、特定の金融機関に所属することによる所属金融機関からの指導への対応の負担が大きかったことなどから、このような仲介サービスを提供する業者の数は多くありませんでした。

そこで、従来の金融商品販売法の改正により、新たに「金融サービス仲介業」を創設し、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介することを可能とし、特定の金融機関への所属を不要としました。

「金融サービス仲介業」の創設

- 金融商品販売法を金融サービスの提供に関する法律に改称し、「金融サービス仲介業」を創設。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化。



〔出典：金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（以下、「説明資料」といいます。）（2020年3月）3頁〕

〔既存の仲介業と金融サービス仲介業との比較〕

	既存の仲介業	金融サービス仲介業
許認可の取得コスト	業法毎の許可・登録が必要	1つの登録で全ての金融分野のサービスの仲介が可能
仲介可能な金融サービス	基本的に制限なし	高度に専門的な説明を必要とする金融サービスは仲介不可
金融機関との関係	所属金融機関からの指導・監督を受ける	パートナー関係のため金融機関から指導等は受けない
保証金の供託	所属金融機関に賠償義務があるため仲介業者に保証金の供託義務なし(ただし、保険仲立人等一部は供託義務あり)	金融機関に所属しないため、賠償資力確保のために保証金の供託義務あり
手数料等の開示	一部を除き開示義務なし	顧客から求められたときは開示義務あり

※ 既存の仲介業に係る許可・登録は今後も取得可能であるため、両者を比較してビジネスモデルに合うものを選択することが重要と考えられます。

2 金融サービス仲介業

(1) 定義

金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことをいいます（法 11 条 1 項）。そのため、金融サービス仲介業者は、既存の仲介業者と異なり、金融機関を「代理」して契約を締結する業務を営むことはできません。

各業務の概要	
預金等媒介業務 (法 11 条 2 項)	銀行等のために行う①預金等の受入れ、②資金の貸付け又は手形の割引、③為替取引を内容とする契約の締結の媒介 ¹ のいずれかを行う業務
保険媒介業務 (法 11 条 3 項)	保険会社等と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務
有価証券等媒介業務 (法 11 条 4 項)	第一種金融商品取引業者、投資運用業者、登録金融機関と顧客との間において行う①有価証券の売買の媒介、②取引所における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介、③有価証券の募集・売出しの取扱い又は有価証券の私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い、④投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介のいずれかを行う業務
貸金業貸付媒介業務 (法 11 条 5 項)	貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務

※ いずれも既存の仲介業者（銀行代理業者等、特定保険募集人・保険仲立人等、第一種金融商品取引業者・金融商品仲介業者、貸金業者）が行う業務は定義から除かれているため、既存の仲介業者がそれぞれの分野に係る金融サービス仲介業登録を受けることはできません²。他方、例えば、銀行代理業者が保険媒介業務を業として行うために

¹ ここでの媒介とは、契約当事者の間に立って、当該契約の成立に尽力する事実行為をいうと解されます。

² これは、ある仲介業者が既存の仲介業と新たな仲介業の両方の許可・登録を受け、両方の立場で仲介行為を行いうることとした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているのか顧客に混同をもたらすおそれがあるためです（金融審議会決済法制及び金サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019 年 12 月 20 日）（以下、「WG 報告」といいます。）24 頁）。

金融サービス仲介業の登録を受ける等、既存の仲介業者が異なる分野における仲介を行うために金融サービス仲介業者となることは可能です。

(2) 取扱可能な金融サービス

金融サービス仲介業者は、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを仲介することはできないとされており、具体的には今後政令で定められることとなりますが、説明資料や金融庁の参考資料³において取扱サービスの具体例が示されています。なお、貸金業貸付媒介業務に関しては、現時点で取扱可能範囲に何らかの制限を設けることは想定されていません⁴。

	銀行	証券	保険
取扱可能	普通預金、定期・積立預金、住宅ローン、カードローン	国債、上場株、投資信託	終身・定期、個人年金、医療保障、介護、傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金、外貨預金	非上場株、デリバティブ、信用取引	変額、外貨建

3 所属制からパートナーの関係へ

現行制度では、銀行、証券、保険の分野における仲介業者（銀行代理業者、金融商品仲介業者、保険募集人）は、特定の金融機関に所属し、勧誘や説明に関して指導を受ける必要がありましたが、法に基づく金融サービス仲介業者は、特定の金融機関に所属せず、金融機関とは業務上のパートナーとしての連携・協働関係となるため、このような指導を受ける必要はありません。

また、現行制度では、所属金融機関が委託先の仲介業者が仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負うのに対し、金融サービス仲介業者との関係ではこのような責任を負いません。そのため、金融サービス仲介業者がサービスの提供に関して損害賠償責任を負った場合の賠償資力の確保のため、金融サービス仲介業者は、保証金の供託義務を負います（法 22 条 1 項）。

³ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」（第 5 回）資料 2「参考資料（事務局）」（2019 年 11 月 26 日）2 頁

⁴ 第 201 回国会衆議院財務金融委員会第 17 号（令和 2 年 5 月 27 日）〔中島政府参考人発言〕

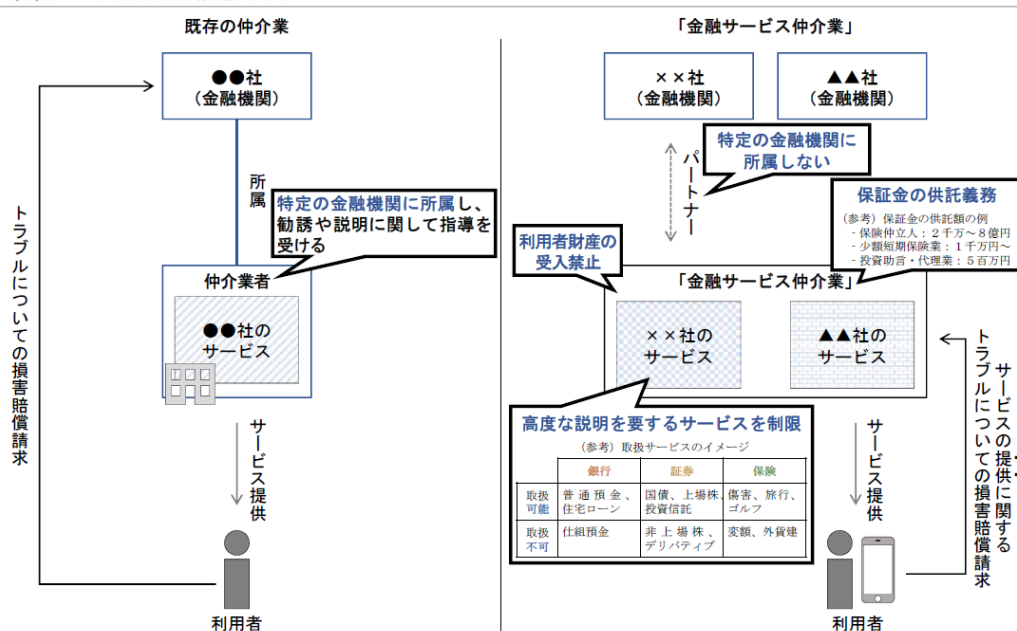
保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等の保護を考慮して、政令で定める額とされていますが（法 22 条 2 項）、金融審議会のワーキング・グループでは、一定の額をベースに、全事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合⁵を加えた額とすることが提案されています⁶。

（参考）

既存の仲介業者	保証金額
保険仲立人（保険業法施行令 41 条）	2 千万～8 億円
少額短期保険業（同施行令 38 条の 4）	1 千万円～
投資助言・代理業（金商法施行令 15 条の 12 第 2 号）	5 百万円

金融サービス仲介業：利用者保護のための主な規制

- 様々なサービスを取り扱うよう、金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めない。
- 代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る。



〔出典：説明資料 4 頁〕

⁵ 少額短期保険業では、最低供託金額 1000 万円に、年間収受保険料に 5% を乗じた額を加えた額とされており、参考になると考えられます。

⁶ WG 報告 23 頁

4 電子決済等代行業

電子金融サービス仲介業務⁷を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件を充足する場合には、銀行法の規定にかかわらず、電子決済等代行業を行うことができます（法 18 条 1 項）。その場合、当該金融サービス仲介業者は、銀行法上の電子決済等代行業者とみなされ、銀行法の規定の適用を受けることとなります（法 18 条 2 項）。

また、当該金融サービス仲介業者は、銀行法 52 条の 61 の 3 第 1 項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出る必要があります（法 18 条 3 項）。

上記の一定の要件は、銀行法上の電子決済等代行業の登録の際に求められる要件と同様のもの⁸が規定されているため、要件自体が厳格化・緩和されたわけではなく、登録に代えて届出で足りるという意味で手続が簡素化されたものです。

5 金融サービス仲介業の登録

金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことができません（法 12 条）。金融サービス仲介業の登録を受けようとする者は、登録申請書を内閣総理大臣に提出する必要があります（法 13 条 1 項）。

登録の申請があった場合においては、登録拒否事由に該当する場合を除き、金融サービス仲介業の登録が行われることとなります（法 14 条 1 項）。登録拒否事由は別紙のとおりですが、いずれも既存の仲介業と平仄を合わせた内容となっています。

なお、金融サービス仲介業者は、法 13 条 1 項 4 号（業務の種別）又は 6 号（電子金融サービス仲介業務を行う旨）に掲げる事項について変更をしようとするときは、変更登録を受ける必要があります（法 16 条 1 項）。

6 届出事項

金融サービス仲介業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります（法

⁷ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいいます（法 13 条 1 項 6 号）。電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、電子決済等代行業と同様、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が登録にあたって必要となります。

⁸ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること等。この財産的基礎は、銀行法施行規則では、純資産額が負の値ではないこととされているため（同規則 34 条の 64 の 6）、法に係る内閣府令でも同様の内容が定められることが予想されます。

16条3項)。

- ① 登録事項（変更登録を要する事項を除きます。）に変更があったとき
- ② いわゆる業務方法書に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があったとき
- ③ 金融サービス仲介業の廃止、分割、事業譲渡等をしたとき
- ④ 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき
- ⑤ 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき
- ⑥ 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始決定があったとき
- ⑦ 金融サービス仲介業者である法人が解散したとき
- ⑧ 他の法令に基づく仲介業者となったとき
- ⑨ 内閣府令で定める場合に該当するとき

7 行為規制

金融サービス仲介業者の行為規制としては、全分野に共通の規制と分野別の規制があります。以下では主なものをご紹介します。

(1) 共通の規制

ア 利用者財産の受入禁止

金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させることが原則として禁止されています（法27条）。

もっとも、金融サービス仲介業者が、資金移動業等を兼業して、資金移動業者等として決済サービスを提供することは妨げられないと解されています⁹。

イ 顧客に対する情報提供

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにする必要があります（法25条1項）。

- ① 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所
- ② 金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別
- ③ 仲介に係る金融機関の代理権がない旨その他金融サービス仲介業

⁹ WG 報告 26 頁

者の権限に関する事項

- ④ 法 27 条の規定（金銭等の預託の禁止）の趣旨
- ⑤ 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項
- ⑥ その他内閣府令で定める事項

ウ 金融機関から受け取る手数料等の開示

金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならないとされています（法 25 条 2 項）。そのため、法文上は顧客から求められない限り、手数料等の開示は不要となります。

もっとも、法の附帯決議において、「金融サービス仲介業者における手数料水準については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報の開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること」とされており、金融庁においても、顧客本位の業務運営に関する原則の下で、金融サービス仲介業者に対し、自主的な手数料等の開示を行うよう促していくことになると考えられます。

エ 顧客情報の適正な取扱い

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないとされています（法 26 条）。この規定を受けて、今後内閣府令において、顧客情報の適正な取扱いに関する定めが置かれることになると考えられます。

具体的には、

- ① 仲介行為を行う分野間（例：銀行分野における仲介業務を通じて取得した顧客情報を、証券分野や保険分野における仲介業務に用いること）
- ② 兼業業務との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、兼業業務に用いること）
- ③ グループ会社等との間（例：仲介業務を通じて取得した顧客情報を、親子会社等に提供すること）

のそれぞれにおいて、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報の適正な取扱いの確保のための措置を講じる必要が生じると考えられます¹⁰。

オ 誠実義務

金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければなりません（法 24 条）。

カ 名義貸しの禁止

金融サービス仲介業者は、自己の名義をもって、他人に金融サービス仲介業を行わせてはなりません（法 21 条）。

キ 標識の掲示

金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示する必要があります（法 20 条 1 項）。情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネット等により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表することになります（法 20 条 2 項）。

（２）銀行分野に関する規制

銀行法に関する以下の規制が預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用されています（法 29 条）。以下では準用されている規制の一部を紹介します。

- ① 預金者等に対する情報の提供（銀行法 52 条の 44 第 2 項、銀行法施行規則 34 条の 44、13 条の 3）
- ② 断定的判断の提供の禁止（銀行法 52 条の 45 第 2 号）
- ③ 情実融資の媒介の禁止（銀行法 52 条の 45 第 4 号）

（３）保険分野に関する規制

保険業法に関する以下の規制が保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用されています（法 30 条）。以下では準用されている規制の一部を紹介します。

- ① 顧客の意向把握義務（保険業法 294 条の 2）
- ② 自己契約の禁止（保険業法 295 条）

¹⁰ WG 報告 26 頁

- ③ 告知の妨害の禁止（保険業法 300 条 1 項 3 号）
- ④ 不適切な乗換募集の禁止（保険業法 300 条 1 項 4 号）

（４）証券分野に関する規制

金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）に関する以下の規制が有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用されています（法 31 条）。以下では準用されている規制の一部を紹介します。

- ① 断定的判断の提供の禁止（金商法 38 条 2 号）
- ② 不招請勧誘の禁止（金商法 38 条 4 号）
- ③ インサイダー情報を利用した勧誘の禁止（金商法 38 条 9 号、業府令¹¹117 条 1 項 14 号、14 号の 2）
- ④ 損失補填等の禁止（金商法 39 条）
- ⑤ 適合性の原則等（金商法 40 条）
- ⑥ 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止（金商法 66 条の 14 第 2 号）

（５）貸金業分野に関する規制

貸金業法に関する以下の規制が貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用されています（法 32 条）。以下では準用されている規制の一部を紹介します。

- ① 誇大広告の禁止（貸金業法 16 条）
- ② 取立行為規制（貸金業法 21 条）

8 監督規定

（１）報告徴求命令

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができます（法 35 条 1 項）。また、取引先、外部委託先、保証業者に対する報告徴求命令権限も定められています（法 35 条 2 項）。

（２）立入検査

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に

¹¹ 金融商品取引業等に関する内閣府令

当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます（法 36 条 1 項）。また、取引先、外部委託先、保証業者に対する立入検査権限も定められています（法 36 条 2 項）。

（３）業務改善命令

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができます（法 37 条）。

（４）監督上の処分

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができます（法 38 条 1 項）。

- ① 法 15 条 1 号から 3 号までのいずれかに該当するとき
- ② 預金等媒介業務に係る登録 法 15 条 4 号に該当するとき
- ③ 保険媒介業務に係る登録 法 15 条 5 号に該当するとき
- ④ 有価証券等仲介業務に係る登録 法 15 条 6 号に該当するとき
- ⑤ 貸金業貸付媒介業務に係る登録 法 15 条 7 号に該当するとき
- ⑥ 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- ⑦ 法違反又は法に基づく処分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき

（５）その他

上記の他、電子決済等代行業の廃止命令（法 38 条 2 項）、金融サービス仲介業者の役員の解任命令（法 38 条 3 項）、金融サービス仲介業者の営業所等の所在地を確知できないとき等の登録取消（法 38 条 4 項）などの定めがあります。

9 認定金融サービス仲介業協会

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、認定業務を行う者として認定することができます（法 40 条）。令和 2 年

5月27日に一般社団法人 Fintech 協会、一般社団法人電子決済等代行業者協会及び一般社団法人コンピュータソフトウェア協会が、認定金融サービス仲介業協会の設立に向けて活動を進めることを表明したところです¹²。

法は、認定金融サービス仲介業協会等に参加していない者であって、同協会等の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないものを金融サービス業の登録拒否事由としているため（法 15 条 1 号ソ）、認定金融サービス仲介業協会等への加入が事実上強制されており、金融サービス仲介業者のほとんどが認定金融サービス仲介業協会へ加入することになると思われます。

10 権限の委任

内閣総理大臣は、政令で定めるものを除き、法による権限を金融庁長官に委任することとされています（法 82 条 1 項）。

そして、金融庁長官は、委任された権限のうち、有価証券等仲介業務に係る報告徴求命令権限や立入検査権限等を証券取引等監視委員会に委任することとされています（法 82 条 2 項）。委員会は、政令で定めるところにより、委任された権限の一部をさらに財務局長又は財務支局長に委任することができるとされています（法 82 条 6 項）。

また、金融庁長官は、政令で定めるところにより、委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができるとされています（法 82 条 5 項）。

以上により、法に基づく登録権限など多くの権限が金融サービス仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局又は財務支局長に委任されることになると思われます。

第3 今後の金融ビジネスにおける活用可能性

1 新たな金融サービス仲介業者の出現

（1）電子決済等代行業者による活用

現状では、電子決済等代行業者としては、家計簿アプリやクラウド会計ソフトなど参照系のサービスを提供する会社が多く登録を受けています。

このような業者は、業務を通じて取得した預金者の口座情報やカード利用情報等を分析して、利用者のニーズに沿った形でローン、投資信託、保険等の金融サービスをオンラインで提供することで、仲介手数料などによる収益拡大を図ることが予想されます（電子金融サービス仲介業務）。

¹² <https://www.fapi.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/a95f58216140b06ebde0ba708e412392.pdf>

(2) 通信キャリア事業者による活用

オンラインでの金融サービスの提供に当たっては、今やスマートフォンのアプリを利用することが不可避となっているといっても過言ではありません。

そして、大手の通信キャリア事業者は、膨大な数の利用者を抱えており、近年は、金融の分野にも進出してきているため、すでに多くの顧客の金融関連の情報を取得しつつあります。

このような通信キャリア事業者の中には、既に既存の仲介業者としての許可・登録等を取得している会社もあると思われますが、法による金融サービス仲介業登録のメリットをうまく活用することで、上記ア同様、利用者のニーズに沿った形で、多様な金融サービスをオンラインで提供し、金融機関等から仲介手数料を得るというビジネスモデルをより展開しやすくなったといえるでしょう。

(3) プラットフォーマーによる活用

プラットフォームとは、一般にインターネットサイトの利用者を対象に販売や広告等のビジネスを展開したり、情報発信したりする際のサービスやシステム等の基盤（プラットフォーム）を提供する IT 企業のことを指すと言われています。日本においてもこのような大手 IT 企業が大きな市場シェアを占めるようになり、イと同様、膨大な数の利用者の情報（特に商品やサービスの購入履歴）を保有しているため、これを分析することで、利用者にどのような金融サービスのニーズがあるかを把握することが可能と考えられます。

このようなプラットフォームも、すでに金融業界へ進出している状況にあると思われますが、イと同様、既存の仲介業者としての許可等と金融サービス仲介業登録のメリット・デメリットを見極めてうまく活用することで、金融面でのマネタイズが益々進むことが期待されます。

2 銀行グループでの活用

多くの銀行グループは、従来から、インターネットバンキングやスマホアプリなどによりオンラインで銀行サービスを提供するだけでなく、登録金融機関として投資信託の窓販を行ったり、保険の窓販を行ったりといったビジネスを展開しています。

そのため、新たに銀行本体において金融サービス仲介業登録を行うメリットはあまりないかもしれません。

しかし、銀行法の改正により、銀行の子会社対象会社に新たに金融サービス仲介専門会社（有価証券等仲介業務及びその付随業務等を専ら営むもの）が新設され、預金等媒介業務や保険媒介業務が、金融関連業務として銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項に追加されることが想定されます。

これらの子会社の類型は、それぞれ銀行法上専ら規制がかかっているため、1 つの金融サービス仲介業登録で預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務を同時に営むことはできないことが想定されます。

しかし、銀行グループとしては、多くの預金者とその口座情報を保有していることが最大の強みであり、利用者の視点から考えても、日頃取引のある銀行グループが、金融サービスを一元的に提供してくれることで利便性が向上するという側面はあると思われます。

そこで、銀行法上専ら規制がかかっていない銀行業高度化等会社を活用して、全ての分野の金融サービスをワンストップで提供することを検討してみたいと思います（銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 3）。

すなわち、預金等媒介業務や電子決済等代行業により、銀行と利用者との間を仲介し、スマホアプリと API を利用して、預金口座開設、家計簿管理、決済、借入等を全て行う業務は、銀行業の高度化又は銀行の利用者の利便の向上に資する業務としても整理可能であるように思われます。そして、かかるデータを AI 等で分析し、多様な商品の中から利用者に最適な金融サービスを提案して金融機関との間を仲介する保険媒介業務や有価証券等仲介業務は、銀行業と組み合わせた形で銀行の利用者の利便の向上に資する業務と整理する余地があるように思われます。

また、近年では、EC モール等商取引の場を提供することも銀行業高度化等会社において利用者の利便の向上に資する業務として営み得ると解されています。

このように金融サービスと非金融サービスをワンストップで提供するような形も考えられます。利用者の利便の向上に近年縮小傾向にある営業店での窓口業務は、コロナ禍を経てさらに縮小される方向に舵を切られ、営業店の統廃合がより進むことになれば、利用者のニーズが非対面でのオンラインサービスにより集中することが考えられます。もっとも、銀行グループにおいては、営業店における対面でのサービス提供により、オンライン取引に馴染みのない世代の顧客のニーズに応えることができることも大きな強みの一つであると思われます。

そのため、スマホ等を通じたオンラインでの非対面サービスと同時に、営業店の一部を銀行業高度化等会社に賃貸した上での対面サービスの提供を同時に行うことで、幅広い顧客層のニーズに応えていくというビジネスモ

デルも考えられます。

3 保険分野での活用

(1) 比較情報提供の担い手としての期待

「金融サービス仲介業」という販売チャネルの特性の一つに、その独立性があります。

所属金融機関制度は採用されず、金融機関は、金融サービス仲介業者に対する指導監督責任等の義務を業法上負担しませんし、金融サービス仲介業者の顧客への損害賠償義務の連帯責任といった民事責任も業法上定められません。

保険分野においては、各保険会社がそれぞれ保障（補償）内容や保険料の異なる保険商品を組成するため、保険代理店等の販売チャネルには、顧客のニーズにより適切に対応するために、多くの保険会社と代理店委託契約を締結し、より多くの保険商品を取り扱いたいとの要請が生まれてきます。その結果、現状において、複数保険会社の保険商品を取り扱う乗合代理店のプレゼンスが高まることとなっています。

ところが乗合代理店の場合には、所属保険会社の指導監督を受ける立場にあるため、A 保険会社の保険商品を販売する場合には A 保険会社のルールに、B 保険会社の保険商品を販売する場合には B 保険会社のルールに、それぞれ従う必要があることとなります。

特に募集文書については、代理店委託契約上、事前に保険会社の了解を得ることが、求められています。A 保険会社の保険商品を訴求する募集文書には A 保険会社の事前了解が必要なのです。では、乗合代理店が、10 社の保険商品を比較する比較表を販売資料としたいとすれば、10 社の保険会社の事前了解が必要ということとなります。しかし、保険業法 300 条 1 項 6 号で誤解させる虞のある比較表示が禁止されているなか、その評価が保険会社によって分かれる場合もあり、全保険会社から事前了解を取得することは、なかなか大変です。

この点、金融サービス仲介業者は、保険会社から独立しており、自己責任で保険募集を行なう者であるため、保険会社の事前了解を取得しなければならない立場に、制度上はありません。

保険商品に係る比較情報が、顧客にとって有益なものであることは論を俟ちませんが、金融サービス仲介業者が比較サイト等で比較情報提供の担い手となることが期待できるように思います。

(2) 政令で定められる取扱可能範囲

金融サービス仲介業者が取扱可能な保険商品の範囲は、今後政令で定められることとなっています（「当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定める」保険契約締結の媒介業務が、「保険媒介業務」から除かれる（法 11 条 3 項））。これにつき、WG 報告 23 頁では、「保険契約には、支払事由の発生に対して無制限の補償や長期の保障・補償を約するものがあるが、このような高額・長期の保険契約の締結の仲介にあたっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となることから、商品性による限定に加え、商品の特性に応じて、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられる」とされるところです。

取扱可能範囲は、「金融サービス仲介業」の販売チャネルとしてのプレゼンスや、保険分野への影響の大きさを左右する重要な要素ですので、これが政令にてどのように定められるか、引き続き注視の必要があります。

（３）その他

金融サービス仲介業者とどのように向き合っていくかは、各保険会社の経営判断事項です。全く新しい販売チャネルが生まれる以上、その存在に如何なる態度で臨むのが当該保険会社にとって合理的であるのか、遅かれ早かれ、判断しなければならない時が来るはずです。保険分野には、保険仲立人（ブローカー）という保険会社から独立した販売チャネルが既に存在しますが、これまでの保険仲立人との間の関係構築の方法や、保険仲立人と金融サービス仲介業者の実態面含めた相違点の分析が、上記の検討にあたり、一つの参考材料となるように思います。

４ 証券分野での活用

金融商品取引法の金融商品仲介業者は、証券会社の委託を受けて、証券会社を取り扱う金融商品を顧客に仲介を行うことを業とする者であり、証券会社に所属する必要があります¹³。これに対し、繰り返しになりますが、金融サービス仲介業者は、証券会社に所属する必要がありません。この違いによって、証券分野に限っても、既存の業者とは異なり、証券会社から独立し、投資家本位の観点から充実したサービスを提供できる可能性があります。

現在でも、金融商品取引法の金融商品仲介業者の中には、自らは IFA（Independent financial advisor）であり、証券会社から独立した中立の立場に

¹³ 金融庁ホームページによると、令和 2 年 4 月 30 日時点で金融商品仲介業者は 887 社、このうち 2 社以上に所属する者は 188 社です。

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/chuukai.pdf>

ある、などと謳っている業者も存在します。

ただし、上記のとおり、金融商品仲介業者は証券会社に所属する必要があり（以下、所属する証券会社を「所属証券会社」といいます。）、所属証券会社の取り扱わない商品の仲介等を行えないという制約があり、金融商品仲介業者について所属証券会社からの完全な独立を確保することは、制度上、困難です。

また、金融庁は、平成 27 事務年度の「金融レポート」¹⁴などで投資信託の回転売買に警鐘を鳴らしてきましたが、販売会社である証券会社が、商品販売の際に投資家から受け取る販売手数料を主たる収入源とし、金融商品仲介業者が、仲介等の際に所属証券会社から受け取る手数料を収入源とするビジネスモデルをとる場合には、投資家が頻繁に商品購入すればするほど販売会社・金融商品仲介業者の収益が増加するものの、投資家において一つの商品に投資し、これを長期間保有すれば、この商品への投資により投資家の資産が増加しても、その間は販売手数料は発生しないため、販売会社・金融商品仲介業者は収益を上げることができません。この構造上、所属証券会社や金融商品仲介業者に回転売買のインセンティブが生じてしまいます。

この点、金融商品仲介業者の中には、投資助言・代理業の登録を受け、投資家向けに投資助言を提供しつつ、所属証券会社の委託を受けた仲介等を行い、投資家からの預り資産残高を基礎として算定したフィーを投資家から受け取る、といったビジネスモデルを模索する動きもあります。もっとも、投資家のための投資助言行為と、所属証券会社の委託を受けた仲介行為は、いわば利益相反の状態にあり、これを払拭するためには相応の手当が必要となります。

これに対し、金融サービス仲介業者には、所属証券会社制度がなく、証券会社の委託を受けず仲介を行うことが可能であることから、上記のような制約はなく、投資家本位の業務運営を行うことが既存の業態より容易と考えられます。

販売会社の立場からしても、金融サービス仲介業者については、指導監督が不要であるうえ、上記ビジネスモデルを採用する金融サービス仲介業者であれば、販売時の手数料負担も発生しないこととなります。その結果、従来の金融商品仲介業者による仲介等の場合と比較して、販売会社が負担するコストを低く抑えることが可能と考えられます。実際に金融サービス仲介業ビジネスがどの程度の規模となるかは不確実ですが、低コストの金融サービス仲介業者による仲介を収益確保の一つの手段と位置付け、これを活用するべく、投資家本位の金融サービス仲介業者に選択される長期保有

¹⁴ 平成 27 事務年度「金融レポート」<https://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4/01.pdf>

に適した商品を取り揃えることは、販売会社としても検討に値するものと考えられます。

5 貸付けを媒介する業務での活用

例えば、消費者が住宅ローンを組もうとする場合に、各金融機関の取り扱う住宅ローンについて積極的な情報提供を受け、自身の具体的な状況に合致した住宅ローン及びその取扱金融機関を紹介してもらいたいというニーズは従前よりありました。

この場合、当該情報提供や紹介が、①商品パンフレットや契約申込書等の単なる配布およびその回収や、②一般的な住宅ローンの仕組みについての説明にとどまるのであれば、「金銭の貸借の媒介」（貸金業法2条1項）に該当しないとされます。

他方で、③契約の勧誘を目的とした商品説明を行い、または④配布する契約申込書等の記載方法等の説明まで行う場合（単なる誤記の修正を除く）には「金銭の貸借の媒介」に当たることがあり得るとされています。そのほか、当該行為が「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為」に該当する場合には、「金銭の貸借の媒介」（貸金業法2条1項）に該当し、業として行う場合には貸金業法上の貸金業者の登録を要することになります¹⁵。

そして、貸金業法上、貸付けの媒介のみを行う場合であっても、ローンを実施する場合と同様の登録要件を充足することが求められています。具体的には、財産要件（純資産額 5000 万円以上）、人的要件（常勤の貸金業務取扱主任者の配置、3 年以上の貸付業務の経験を有する常勤の役員の在籍等）、システム管理その他の体制整備要件等の登録要件を満たすことが求められます。

貸付けの媒介のみを行おうとする事業者にとって、かかる貸金業者登録要件の充足は負担が重く、上記のようなパンフレットの配布や一般的な説明以上の住宅ローン紹介業務を営むことはハードルが高いものとなりました。

今回の法の施行により、貸金業者の登録を得ずとも、金融サービス仲介業の登録によって、住宅ローンその他のローンの仲介紹介業務を行うことが可能となると見込まれます（銀行のローンについて媒介をする場合は預金等媒介業務に、貸金業者のローンについて媒介をする場合は貸金業貸付媒

¹⁵ 金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続回答（平成 27 年 12 月 1 日）
<https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/01b.pdf>

介業務に当たります。)。消費者にとっても、住宅ローンその他のローンの選択に当たって、自らにあった商品についての助言を得やすくなるという利点があるものと考えます。

第4 おわりに

金融庁は、金融サービス仲介業の登録を受けようとする事業者が施行日前においても登録の申請を行うことを可能とすることを検討しており、申請前の相談にも柔軟に応じたいとしています¹⁶。

新たな金融ビジネスを展開するために、金融サービス仲介業登録を活用しようとする事業者様におかれましては、今後定められる政府令等の内容も注視しつつ、ビジネスモデルや体制面などを含めた事業計画を策定し、前広に当局への事前相談を行っていくことが重要と考えられます。

本稿がそのような検討を行う際の一助となれば幸甚です。

以 上

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 錦野 裕宗 (nishikino_h@clo.gr.jp)

弁護士 堀越 友香 (horikoshi_y@clo.gr.jp)

弁護士 浦山 周 (urayama_h@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)

¹⁶ 第201回国会衆議院財務金融委員会第17号（令和2年5月27日）〔中島政府参考人発言〕

(別紙)

金融サービス仲介業の登録拒否事由（法 15 条）

① 次のいずれかに該当する者

- イ) 金融サービス仲介業者であった者がその登録を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ロ) 銀行主要株主であった者がその認可を取り消された場合、銀行持株会社であった者がその認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ハ) 特定信用事業代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ニ) 特定信用事業代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ホ) 信用協同組合代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ヘ) 信用金庫代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ト) 長期信用銀行主要株主であった者がその認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であった者がその認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- チ) 労働金庫代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- リ) 農林中央金庫代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ヌ) 特定保険募集人であった者がその登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった者がその登録を取り消された場合等において、その取消しの日から 5 年を経過しないもの
- ル) 金融商品取引業者であった者がその登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であった者がその許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった者がその許可を取り消された場合、特例業務届出者であった者がその適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合等、金融商品仲介業者であった者がその登録を取り消された場合、信用格付業者であった者がその登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であった者がその登録を取り消された場合等におい

て、その取消し又は命令の日から 5 年を経過しないもの

- ヲ) 貸金業者であった者がその登録の更新を拒否された場合若しくはその登録を取り消された場合等において、その取消し等の日から 5 年を経過しないもの
 - ワ) 法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法、宅地建物取引業法、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、農林中央金庫法若しくは信託業法その他政令で定める法律等の規定に違反し、貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令 12 条の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - カ) 金融サービス仲介業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として内閣府令で定める者
 - ヨ) 他に行っている事業が公益に反すると認められる者
 - タ) 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力を有しない者
 - レ) 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
 - ソ) 認定金融サービス仲介業協会等に参加しない者であって、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの
- ② 法人である場合にあっては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
- イ) 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

- ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ) 次のいずれかに該当する者
 - (1) 金融サービス仲介業者であった法人がその登録を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 銀行であった法人がその免許を取り消された場合、銀行主要株主であった法人がその認可を取り消された場合、銀行持株会社であった法人がその認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - (3) 特定信用事業代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であった法人が解散を命ぜられた場合等において、その取消し又は命令の日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から 5 年を経過しないもの
 - (4) 特定信用事業代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であった法人が解散を命ぜられた場合等において、その取消し又は命令の日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から 5 年を経過しないもの
 - (5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であった法人が解散を命ぜられた場合等又は信用協同組合代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等において、その命令又は取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその命令又は取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - (6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であった法人がその免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
 - (7) 長期信用銀行であった法人がその免許を取り消された場合、長期信

用銀行主要株主であった法人がその認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であった法人がその認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であった者がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの

- (8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であった法人がその免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
- (9) 農林中央金庫であった法人が解散を命ぜられた場合等又は農林中央金庫代理業者であった法人がその許可を取り消された場合等において、その命令又は取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であった者でその命令又は取消しの日から 5 年を経過しないもの
- (10) 特定保険募集人であった法人がその登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であった法人がその登録を取り消された場合等において、その取消しの日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの
- (11) 金融商品取引業者であった法人がその登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であった法人がその許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人がその許可を取り消された場合、特例業務届出者であった法人が適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合等、金融商品仲介業者であった法人がその登録を取り消された場合、信用格付業者であった法人がその登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であった法人がその登録を取り消された場合等において、その取消し又は命令の日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から 5 年を経過しないもの
- (12) 貸金業者であった法人がその登録の更新を拒否された場合若しくはその登録を取り消された場合等において、その取消し等の日前 30 日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し等の日から 5 年を経過しないもの

ホ) 次のいずれかに該当する者

- (1) 法 38 条 3 項の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から 5 年を経過しない者

- (2) 銀行法の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (3) 農業協同組合法の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法の規定により改選を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (4) 水産業協同組合法の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法の規定により改選を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (6) 信用金庫法の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (7) 長期信用銀行法の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (8) 労働金庫法の規定により改任を命ぜられた役員若しくは解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (9) 農林中央金庫法の規定により解任を命ぜられた役員等でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- (10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- (11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ) ①イからカまでのいずれかに該当する者

- ③ 個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ) ②イからホまでのいずれかに該当する者

ロ) 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が②イからへまでのいずれかに該当する者

- ④ 預金等媒介業務を行う場合にあっては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実にを行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者

- ⑤ 保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する者
- イ) 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人
 - ロ) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人
 - ハ) 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者
 - (1) ②イからへまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者
 - (2) 登録の申請の日前 3 年以内に保険媒介業務又は保険募集に関し著しく不適当な行為をした者
 - (3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人
- ニ) 法人である場合にあっては、役員のうちにイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者
- ホ) 個人である場合にあっては、金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者
- ⑥ 有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、銀行その他政令で定める者
- ⑦ 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、政令で定める使用人のうちに②イからへまでのいずれかに該当する者のある者

以 上